二　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社ケイ・オプティコム	第ＫＫ００００４１－００３７号	平成二十六年七月十七日	滋賀県、大津市、近江八幡市、彦根市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、米原市、長浜市、高島市、京都府、京都市、宇治市、城陽市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、京丹後市、南丹市、亀岡市、福知山市、舞鶴市、綾部市、大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、淡路市、洲本市、姫路市、たつの市、佐用郡、上郡町、赤穂郡、上月町、佐用町、宍粟郡、千種町、波賀町、一宮町、夢前町、神河町、福崎町、市川町、太子町、河合町、北条町、加西市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、猪名川町、多可郡